

# 後期高齢者医療制度

入院費などが安くなる制度があります



## ■入院費を軽減するためには？

減額認定証(限度額適用・標準負担額認定証)の申請要件に該当する方に申請手続きのお知らせを送付しています。

申請すると病院窓口で支払う医療費を安くできるので、入院される場合などには、役場福祉課または各支所にて申請の手続きをしてください。

※住民税が課税されている世帯の方は対象になりません。

申請前		申請後		
負担区分:一般(課税世帯)		負担区分:区分Ⅰ・Ⅱ(非課税世帯)		
自己負担限度額(1ヶ月)		自己負担限度額(1ヶ月)		
外来	入院	外来	入院	
12,000円	44,400円	8,000円	区分Ⅰ	15,000円
			区分Ⅱ	24,600円
食事代 (1食につき)	360円	食事代 (1食につき)	区分Ⅰ	100円
			区分Ⅱ	210円

なお、以前加入していた医療保険を含め、過去12ヵ月で減額認定証が交付されていた期間の入院日数が90日を超えている場合、申請し、認定を受けると、入院時の食事代がさらに減額されます。該当される方は、役場福祉課へお問い合わせください。

## 医療費通知を全受給者へ送ります！

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様の医療費総額などをお知らせする「医療費通知」を対象期間に医療期間などを受診した全ての被保険者のみなさまへ送付します。

発送日は、9月下旬と3月下旬の年2回です。

### 医療費通知って何に使うの？

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

※確定申告(医療費控除)の際の証明には使用できません。

医療費通知はみなさまの受診状況をお知らせするもので請求書ではありません。

### お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601  
役場 福祉課(医療担当) ☎42-2640